

**アカネ色素の食品健康影響評価に関する
審議結果についての御意見・情報の募集結果について**

- 1．実施期間 平成16年7月5日～平成16年7月30日
- 2．提出方法 インターネット、ファックス、郵送
- 3．提出状況 1通
- 4．御意見・情報の概要及びそれに対する添加物専門調査会の回答

御意見・情報の概要	専門調査会の回答
<p>今回発表された審議結果は、要点が簡明で、結論に至った背景が理解できるものであった。</p> <p>厚労省は、直ちに既存添加物名簿からの消除を行ったが、消費者の健康保護を最優先とする食品安全基本法等に則した適切な対応と思う。</p> <p>一方、行政措置が突然実施されたため、結果を極端に解釈し、過去の少量摂取で重大な健康障害を招くのではとの不安と動揺が消費者及び食品事業者の間に起きていることも否定できない。</p> <p>食品安全委員会は「ADIを設定できない」との判断と共に、摂取に伴う発がんリスクについて科学的に許される範囲での考察を述べる必要があると考えられる。</p> <p>遺伝子傷害性発がん性の程度を発がんリスクの観点から厳密に考察するには困難な面が多いと思うが、「安全確保の施策を講ずる」だけでなく、国民の不安をできる限り取り除くための対応もするべきである。</p> <p>今後、遺伝子傷害性発がん物質など重大な不安要素を伴った事例を扱われる際には、「ADIは設定できない」などの形式的な判断の他に、ヒトに対する健康影響若しくはその懸念について理解し易い考察を加えられることを切に希望する。</p>	<p>アカネ色素に係る食品健康影響評価の結果については、本年7月2日付けで厚生労働大臣に通知すると共に、同日付けで食品安全委員会のホームページに審議結果の概要を速やかに「アカネ色素に係る食品健康影響評価について」として掲載したところです。</p> <p>また、アカネ色素に係る関連情報を入手できるように、厚生労働省がホームページに掲載したQ&A等へのリンクも掲載したところです。</p> <p>遺伝毒性（遺伝子傷害性）発がん物質であることが明らかとなった物質については、ADIを設定できないものと判断しておりますが、このような発がん物質の評価にあたっては、今後とも国際的な発がん性評価の動向等を踏まえつつ、科学的な評価を行い、結果の公表にあたっては、国民の皆様が理解しやすくなるよう心がけていきたいと考えています。</p>